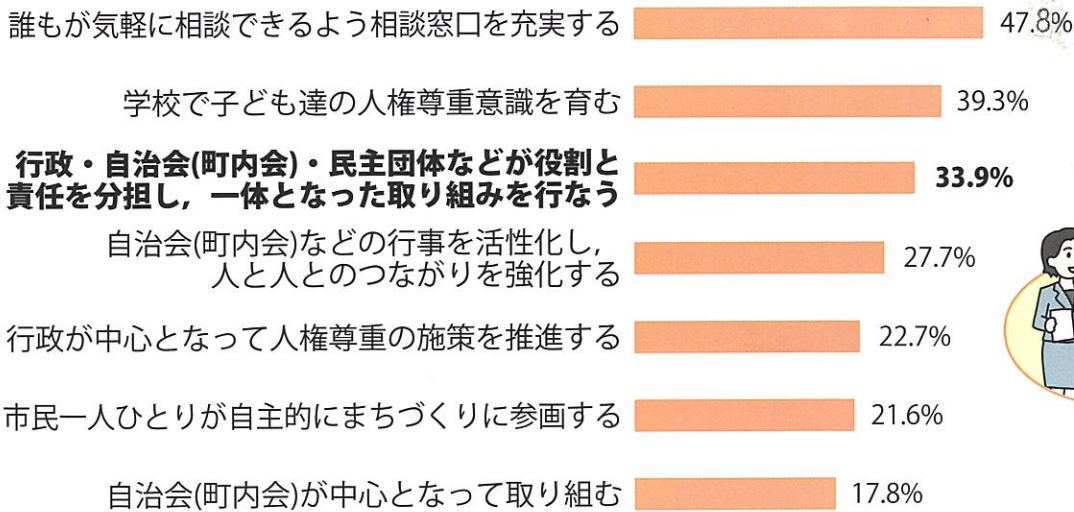


# 地域別住民学習会の必要性

## ■「人権尊重のまちづくり」のための取組



「人権尊重のまちづくり」のための取組として「行政・自治会(町内会)・民主団体などが役割と責任を分担し、一体となった取組を行う」が3番目に高くなっています。福山市では自治会(町内会)単位で地域別住民学習会を実施しており、日常生活のさまざまな人権問題と自らのかわりについて学習しています。今後「人権文化が根付いたまちづくり」の実現に向けて、地域別住民学習会の意義はさらに高まってきます。

## ■みんなでつくる差別のない時代

福山市では、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、市民と行政が責任と役割を分担しともに力を合わせて魅力ある地域づくりを行う「協働のまちづくり」を推進しており、その基となるのは地域に暮らす市民一人ひとりがお互いに尊重されることです。

しかし、今なお部落差別をはじめさまざまな人権問題が存在し、また情報機器の発達など時代とともに人権問題に関する社会状況の変化により新たな人権課題も生じています。



2016年には「部落差別解消推進法」が施行されましたが、今回の市民意識調査では、多くの市民がこの法律を「知らない」または「聞いたことはあるが内容がわからない」と答えています。

法律の目的でもある「部落差別のない社会を実現する」ために地域学習は重要であり、学校とも連携する中で差別に関する学習をこれまで以上に行う必要があると考えます。

学習を通して身の回りの課題に気づき、人権意識を高めていきましょう。そしてわたしたち一人ひとりが人権を自分自身にかかわる身近な問題として考え、行動することが大切です。

### お問い合わせ

人権・生涯学習課 …… 084-928-1006  
中部地域振興課 …… 084-932-7265  
南部地域振興課 …… 084-980-7713

松永地域振興課 …… 084-934-5443  
北部地域振興課 …… 084-976-9460  
東部地域振興課 …… 084-940-2574  
神辺地域振興課 …… 084-962-5026

